平成２３年（フ）第４１号
千葉県山武郡九十九里町作田1731番地２
債務者　関谷　正継
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３９号
新潟市北区大月854番地１　高橋方
債務者　中原　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
新潟県燕市松橋52番地５、住民票上の住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字川崎96番地29
債務者　遠藤　賢一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１２号
新潟県燕市花園町２番123号　県営住宅123号、前住所新潟県燕市灰方805番地５　サンコーポラスツバメ１号棟307号
債務者　更科　重法
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１５号
新潟県燕市水道町４丁目10番32号　イルマン101号、前住所新潟県燕市水道町３丁目９番31号
債務者　菅井　　等
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第８１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子993番地５、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後268番地970
債務者　引木　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１１号
神奈川県小田原市田島115番地の７　パークソフィアＢ102
債務者　内田　美南
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５２号
神奈川県厚木市関口1022番地11
債務者　布施　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５７号
新潟市西区ときめき西１丁目12番地７　メゾンセントポーリア104号
債務者　清水　　学
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
新潟県村上市山口289番地
債務者　小川　一也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１４号
新潟県村上市山口289番地
債務者　小川　美香
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９０号
新潟県上越市国府２丁目21番15号
債務者　石黒　康夫
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２０号
新潟県上越市柿崎区柿崎7240番地の１、前住所新潟県長岡市琴平１丁目４番16号
債務者　大橋麻衣子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第５号
新潟県十日町市松之山三桶31番地、前住所埼玉県さいたま市南区白幡３丁目５番２号
債務者　玉田美智子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第６９号
静岡県浜松市浜北区西美薗252番地の１　楓篁館206号、前住所静岡県浜松市中区下池川町108番地
債務者　藤原　幸代
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地２　103号棟1008号室
債務者　山﨑美都子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５３３号
名古屋市中川区新家１丁目703番地　宮田荘15棟805号
債務者　岩﨑　義高
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部